

○登米市住まいサポート事業補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第119号

改正 平成29年3月31日告示第106号

平成30年3月29日告示第77号

平成31年3月27日告示第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住・定住人口を創出し、市の持続的な発展を図ることを目的とし、市に移住・定住しようとする者に対し、予算の範囲内において登米市住まいサポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住を目的として、独立した基礎を有し、玄関、台所、居間、浴室、トイレ等を備えた建物をいう。
- (2) 新築住宅 新たに建設された住宅で居住の用に供したことの無いもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。
- (3) 中古住宅 建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は居住の用に供したことの無いものをいう。
- (4) 取得日 住宅を新たに建設した場合にあっては、登記簿へ登録した新築の日、住宅を購入した場合にあっては、売買契約を締結した日をいう。
- (5) 転入者 定住の意思をもって本市に転入（転入した日から起算して過去1年間以上本市以外の市区町村に住所を有していた場合に限る。）し、市の住民基本台帳に記録された者で、その転入の日から起算して2年以内のものをいう。
- (6) 世帯責任者 住宅取得に係る経費を主として負担している者又は市長が認める者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住宅を新たに建設又は購入し、入居した世帯責任者であって、当該住宅に5年以上定住する意思を持つものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の補助対象者としなない。

- (1) 補助対象者若しくは同一の世帯に属する者が市税等の滞納者又は暴力団員である場合

- (2) 現に居住している市内の住宅を取り壊し、又はその住宅から全ての居住者が転居し、住宅を新たに建設又は購入した場合
- (3) 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた場合
(補助金の種類等)

第4条 補助金の種類、交付要件、補助率等は、別表第1に掲げるとおりとし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 別表第1に規定する住宅取得補助金の交付を受けようとする補助対象者は、取得日から起算して6か月以内に登米市住まいサポート事業補助金(住宅取得補助金)交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出をもって、規則第13条に規定する実績報告が行われたものとみなす。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助金の交付が適当であると認めたときは、登米市住まいサポート事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たり条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

4 第1項の交付決定通知は、規則第14条の規定による補助金等交付確定通知とみなす。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 住宅の取得日から5年以内に、生活の本拠を市外に移すこととなったとき又は住宅を売却若しくは譲渡したとき。
- (2) 提出した書類に偽りその他不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき。

2 前項第1号に該当する者で、やむを得ない特別の事由があると市長が認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成29年3月31日告示第106号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日告示第77号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日告示第59号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の登米市住まいサポート事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)別表第1及び第2の規定は、この告示の施行の日以降に住宅を取得した者について適用し、同日前に住宅を取得した者については、なお従前の例による。

(補助金の交付に係る特例)

3 施行日前に住宅を取得した者に対して交付する補助金を、施行日以後に交付する場合の補助金の額は、前項の規定にかかわらず、改正前の登米市住まいサポート事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)別表第1住宅の取得の項に規定する額に3分の1を乗じた額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てた額とする。

4 この告示の施行の際現に旧要綱別表第1住宅の賃借の項の規定により補助金の交付を受けている者に係る補助金については、交付期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

5 ひだまりタウンよねやまの宅地を購入し、かつ、登米市ひだまりタウンよねやま土地取得補助金交付要綱(平成30年登米市告示第163号)に基づく補助金の交付を受けていない者に係る補助金については、新要綱の規定及び附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

区分	補助金の種類	補助金の交付要件	補助率等	補助限度額等
住宅の取得	住宅取得補助金	転入者が、取得費用の総額(土地代を除く。)が500万円以上の新築住宅	取得費用の総額の10分の1	限度額 世帯区分Ⅰ 80万円 世帯区分Ⅱ 60万円

	を取得した場合		世帯区分Ⅲ 40万円
	転入者が、取得費用の総額（土地代を除く。）が300万円以上の中古住宅を取得した場合	取得費用の総額の10分の1	限度額 世帯区分Ⅰ 40万円 世帯区分Ⅱ 30万円 世帯区分Ⅲ 20万円
	転入者以外の者が、取得費用の総額（土地代を除く。）が300万円以上の新築住宅を取得した場合	取得費用の総額の10分の1	限度額 世帯区分Ⅰ 30万円
	転入者以外の者が、取得費用の総額（土地代を除く。）が200万円以上の中古住宅を取得した場合	取得費用の総額の10分の1	限度額 世帯区分Ⅰ 20万円
	住宅の新築工事及び購入の契約を市内業者（建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建築業者で、市内に事業所の本店を有する法人又は住所を有する個人事業主）と締結した場合		10万円
	申請者の同居扶養親族に中学校卒業前、中等教育学校の前期課程終了前又は特別支援学校の中学部卒業前の者（以下「被扶養者」という。）がいる場合		被扶養者1人当たり 5万円

備考 補助限度額等の欄における世帯区分は、次のとおりとする。

- 1 世帯区分Ⅰ 取得日において申請者及びその配偶者が40歳未満である世帯
- 2 世帯区分Ⅱ 取得日において申請者又はその配偶者が40歳未満である世帯
- 3 世帯区分Ⅲ 世帯区分Ⅰ・Ⅱに該当しない世帯

別表第2（第5条関係）

補助金の種類	交付申請時添付書類
住宅取得補助金	1 住民票謄本（続柄の記載されたもの）

<p>(新築住宅を取得した場合)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 2 世帯全員の戸籍の附票 (転入者の場合) 3 住宅の登記事項証明書 4 土地の売買契約書の写し (借地の場合は賃貸借契約書の写し) 5 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し 6 住宅の平面図 (建築確認申請又は工事請負契約書の附属図書の写し) 及び位置図 7 世帯全員 (高校生以下の者を除く。) の市税の納税証明書 (未納の税額がないことの証明) 又は非課税証明書 8 誓約書 (様式第3号) 9 住宅の全景写真 (1枚)
<p>住宅取得補助金 (中古住宅を取得した場合)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票謄本 (続柄の記載されたもの) 2 世帯全員の戸籍の附票 (転入者の場合) 3 土地の売買契約書の写し (借地の場合は賃貸借契約書の写し) 4 住宅の売買契約書の写し 5 住宅の平面図及び位置図 6 世帯全員 (高校生以下の者を除く。) の市税の納税証明書 (未納の税額がないことの証明) 又は非課税証明書 7 誓約書 (様式第3号) 8 住宅の全景写真 (1枚)